

低炭素建築物の認定制度が 新しく始まります！

1 制度開始の背景

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が、都市において発生しているものであることから、都市の低炭素化を図ることを目指す



「都市の低炭素化の促進に関する法律」公布（平成24年9月5日）



低炭素建築物の普及促進のための、
「低炭素建築物の認定制度」
の創設

認定制度の開始は、
公布後3ヶ月以内の予定

2 低炭素建築物の認定制度の概要

低炭素建築物
新築等計画の認定

- ① 申請者が建築物の低炭素化に関する計画を**作成し、
所管行政庁が認定**
- ② 対象場所：市街化区域 ③ 対象：全ての建築物

申請者

低炭素化に資する建築物の新築等をするもの

所管行政庁

【6市 特定行政庁】
名古屋、豊橋、岡崎、
一宮、春日井、豊田

【11市 限定特定行政庁】
半田、刈谷、安城、西尾、
小牧、東海、江南、瀬戸、
豊川、稻沢、大府

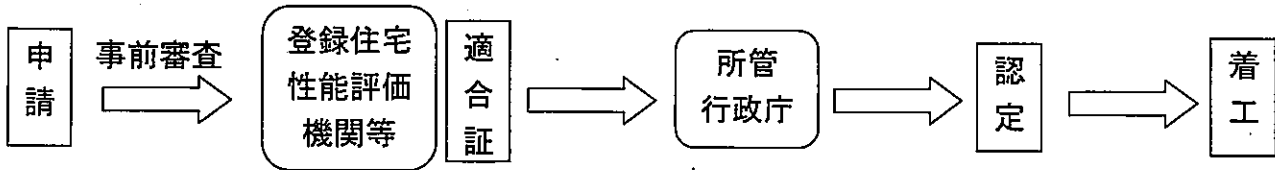
【その他の市町村】
愛知県

認定基準

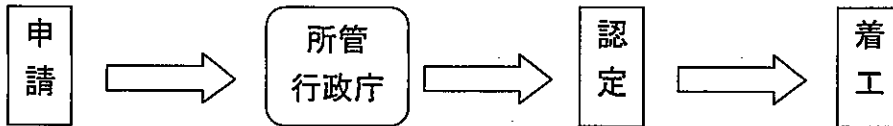
- 建築物における **1次エネルギー消費量が一定以下**であること。
- その他 **低炭素化に資する措置**が一定以上講じられていること。

認定申請手続き

① 登録住宅性能評価機関等の事前審査を経る場合



② 所管行政庁へ直接申請をする場合



※詳細については、愛知県公式ホームページの建築指導課のページをご覧ください。

(<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/>)

なお、制度の詳細（施行日や認定基準等）については、政令・省令・告示等の公布後、情報が明らかになり次第、順次お知らせしていく予定です。

3 優遇措置

税制優遇

認定を受けた低炭素建築物の内、**平成 24・25 年度は、新築住宅のみ**が優遇措置の対象。

優遇措置項目	一般住宅	低炭素住宅
登録免許税 保存登記	1.5/1,000	1.0/1,000
移転登記	3.0/1,000	1.0/1,000
所得税（住宅ローン減税） （H24居住の場合）	10年間 控除率 1.0% 最大減税額 <u>300万円</u>	10年間 控除率 1.0% 最大減税額 <u>400万円</u>

お問い合わせ

○法律及び税制に関するお問い合わせ

国土交通省住宅局住宅生産課

TEL 03-5253-8111

○認定制度に関するお問い合わせ

愛知県建設部建築担当局建築指導課

優良住宅・相談グループ

TEL 052-961-9719

もしくは各所管行政庁へ